

答 申

第1 審査会の結論

令和4年度における特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査（以下「本件調査」という。）を実施するために、県内の特別養護老人ホームから入所希望者の個人情報収集することは、いずれも個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要なものであり、第3の事項に留意すれば、入所希望者の権利利益を侵害するものではない。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諮問に至る経緯

国においては厚生労働省が過去にも全国調査を実施し、特別養護老人ホームの入所申込者数等の実態把握を行ってきたところであるが、令和4年4月8日付けで都道府県に対し本件調査を実施するよう依頼しており、県は複数の特別養護老人ホームに重複して入所を申し込んでい  
る重複入所申込者数を除外した上で、特定施設入居者生活介護の調査項目を加えた、より詳細な実態把握を行うよう要請されている。今回の調査で追加調査項目とされた「特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム等の「特定施設」に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。この調査項目を追加することにより、入所希望者の現在の居住場所が特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設であるかどうかを確認し、特別養護老人ホーム入所に係るニーズをよりの確に把握しようとするものである。

宮城県知事（以下「実施機関」という。）は、重複申込者数を除外した上での入所希望者の実数、現在の居住場所、特定施設入居者生活介護、要介護度、申込年月日等の実態を把握して本件調査へ対応するため、各特別養護老人ホームを通して入所希望者の個人情報を収集することについて、令和4年9月27日付けで個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第7条第3項第9号の規定により、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行った。

なお、実施機関は、平成28年度における特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査及

び平成29年度における宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の見直しに向けた介護保険施設入所希望者調査について、平成28年5月9日付けで審査会に対して同様の内容の諮問を行い、平成28年6月16日付けで答申（甲第29号）を受けており、また、令和2年度における宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の見直しに向けた介護保険施設入所希望者調査について、令和2年3月12日付けで審査会に対して同様の内容の諮問を行い、令和2年5月7日付けで答申（甲第33号）を受けているが、今回の調査では収集する個人情報が増加されていることから、審査会に対して改めて諮問を行ったものである。

## 2 諮問内容

以下の内容で個人情報を本人以外から収集することの妥当性について、審査会の意見を求められたものである。

- (1) 本件調査の基礎資料として、特別養護老人ホームへの入所申込者等調査票により、県内全ての特別養護老人ホームから、入所希望者の(2)に掲げる個人情報を収集する。
- (2) 収集する個人情報は、入所希望者の個人情報のうち、介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地市町村（保険者）、要介護度、現在の居住場所、特定施設入居者生活介護及び申込年月日とする。
- (3) 収集した個人情報を実施機関及び県内各市町村において、個人が特定されないよう統計処理をした上で利用する。
- (4) 統計処理終了後、収集した個人情報は、抹消し、廃棄する。
- (5) 令和7年度までに(1)から(4)までと同様の目的及び手法で調査を行う場合がある。

## 第3 個人情報を収集するとき等の留意事項

- 1 第2の2(2)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加する際は、再度諮問すること。ただし、個人情報の項目を削除する際は、この限りでない。
- 2 個人情報を収集するため各特別養護老人ホームに対して協力を求める際は、当該個人情報については、条例に基づき、本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱う旨を説明すること。
- 3 特別養護老人ホームは条例第2条第4号に規定する事業者該当することから、条例第41条の規定により、実施機関は特別養護老人ホームに対し、個人情報の適正な取扱いについて指導

及び助言すること。

- 4 特別養護老人ホームへの入所希望者に対し、本件調査と同種の調査のために、県が特別養護老人ホームから入所希望者の個人情報収集し、利用することがある旨周知徹底を図ること。
- 5 個人情報が記録された文書を特別養護老人ホームから収集する場合には、原則として、特別養護老人ホームの職員から直接受け取ること。やむを得ず、郵送等の手段により収集する場合は、配達された事実を確実に確認できる手段によること。
- 6 実施機関内における個人情報の輸送体制についても5と同様とすること。
- 7 収集した個人情報を集計し、公表する際は、個人が特定されることのないよう注意すること。
- 8 統計処理が終了し次第、収集した個人情報については、確実かつ速やかに抹消し、廃棄すること。

#### 第4 審査会からの要請

現行制度上及びその運用上、介護保険被保険者番号のみで調査及び分析を行うことは難しいとのことであるが、将来的に、住所、氏名等の直接的に個人が識別される個人情報を収集することなく調査及び分析できる体制が整備できるよう実施機関は検討を続けられたい。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和4年10月28日現在)

氏名	職名	備考
大江 裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大橋 洋介	弁護士	会長
佐藤 英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦 永子	第一印象研究所代表	
吉田 大輔	弁護士	

(五十音順)